

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月28日	Ⅰ-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（（平成25年5月31日法律第27号）以下、「番号法」という。）別表第一の56項により個人番号を利用することができるのは、児童手当に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（（平成25年5月31日法律第27号）以下、「番号法」という。）別表の81項により個人番号を利用することができるのは、児童手当に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。	事後	番号法の改正に伴う修正
令和7年10月28日	Ⅰ-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1. 児童手当法第七条第一項（同法第17条第1項（同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。）及び同法附則第2条第4項において適用し、又は準用する場合を含む。）もしくは第2項の児童手当もしくは特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。次号及び第3号において同じ。）の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 2. 児童手当法第9条第1項（同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。）の児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 3. 児童手当法第12条第1項（同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。）の未支払の児童手当もしくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 4. 児童手当法第26条（同条第2項を除き、同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。）の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 5. 児童手当法第28条（同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。）の資料の提供等の求めに関する事務 6. 児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）第1条の3の父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務	1. 受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 2. 額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 3. 未支払の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 4. 現況届の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 5. 関係機関に対する資料の提供等の求めに関する事務 6. 父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務	事後	文言修正
令和7年10月28日	Ⅰ-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		（以下を追加） 上記の事務には、戸籍関係情報の照会事務を含む。	事後	戸籍法の一部改正に伴う追記
令和7年10月28日	Ⅰ-3. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の56の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条 札幌市個人番号利用条例第4条第2項	番号法第9条第1項 別表の81の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条 札幌市個人番号利用条例第4条第2項	事後	番号法の改正に伴う修正
令和7年10月28日	Ⅰ-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表 （別表における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報」が含まれる項（26、30、87、106の項） 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第19条、第44条、第53条 （別表における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「市町村長」のうち、第2欄（事務）に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（74、75の項） 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第40条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 （第2条の表における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「児童手当関係情報」が含まれる項（42、125、141、161の項） （第2条の表における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「市町村長」のうち、第2欄（事務）に「児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務」が含まれる項（106、107の項）	事後	番号法の改正に伴う修正
令和7年10月28日	Ⅳ-8. 人手を介在させる作業		人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か：十分である 判断の根拠：マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	様式変更に伴う修正